

## 紀泉高原鳥獣保護区指定のスケジュール ー存続期間中に区域を拡張する場合ー

<平成25年度>

- ～3月 関係機関との調整
  - 動物愛護畜産課 → 岬町、阪南市
  - 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課  
農政室推進課
  - 近畿中国森林管理局（国有林に係る場合）  
近畿農政局
  - 公益社団法人大阪府猟友会（本部）
- 地元等、利害関係者との調整
  - 岬町 → 大阪泉州農業協同組合  
大阪府森林組合泉州支店  
公益社団法人大阪府猟友会尾崎支部  
岬町有害鳥獣対策協議会  
教育委員会等 役場内関係各課
- 3月上旬 鳥獣保護区指定等調査結果報告 ⇒ 指定計画書の作成

<平成26年度>

- 4月17日（木）～30日（水）  
鳥獣保護地区の区域変更の旨の公告（縦覧期間：14日）  
（名称・区域・存続期間・保護に関する指針）〔法定の手続〕

※異議の意見が出された場合は、公聴会開催のための公聴会開催告示・利害関係人への通知  
（開催日の3週間前まで）  
公聴会〔異議の意見がなければ省略可〕

- 4月中旬 関係機関への意見照会
- 6月末日 関係機関からの回答
- 8月1日 大阪府環境審議会 野生生物部会 諮問・答申
- 8月上旬 指定の意思決定（決裁）
- 9月上旬 環境大臣への届出（告示の30日前まで）  
大阪府公報登載準備
- 10月上旬 鳥獣保護区の区域及び存続期間の変更の告示（大阪府公報）
- 11月開催予定 大阪府環境審議会への報告